

【広島県県費預託融資制度】

原油価格上昇の影響を受ける中小企業者等に対する金融支援の概要

～ 緊急経営基盤強化資金・借換資金の融資対象となります。～

制度名	緊急経営基盤強化資金	借換資金
融資対象	<p>●中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット5号）の規定に該当することについて、事業所を所轄する市町長の認定を受けた中小企業者・組合等 <規定> 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、価格転嫁が著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること</p>	
資金用途	運転資金	借換資金（※1） （新規の運転資金を含む）
融資限度額	4,000万円	8,000万円 （うち新規運転資金4,000万円）
融資（据置）期間	10年以内（据置1年以内）	
貸出利率	全て信用保証付き 0.8%【3年以内】，1.0%【5年以内】，1.2%【10年以内】	
信用保証	全て信用保証付き 保証料率0.7%適用	
担保・保証人	取扱金融機関又は広島県信用保証協会所定の方法による。 （信用保証付きの場合、原則として、法人の代表者を除き保証人は不要）	
取扱金融機関	商工組合中央金庫，広島銀行，もみじ銀行，中国銀行，山口銀行，伊予銀行，四国銀行，西日本シティ銀行，山陰合同銀行，西京銀行，鳥取銀行，百十四銀行，愛媛銀行，香川銀行，トマト銀行，りそな銀行，広島信用金庫，呉信用金庫，しまなみ信用金庫，広島みどり信用金庫，広島市信用組合，広島県信用組合，備後信用組合，両備信用組合，信用組合広島商銀，朝銀西信用組合，笠岡信用組合	
申込方法	御利用にあたっては、取扱金融機関に申し込んでください。	
取扱期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日	

※1 借換の対象とする既往借入に、広島県県費預託融資制度による借入（信用保証付き）が含まれるものに限りま。

■ お問い合わせ

広島県商工労働局 経営革新課 (TEL) 082-513-3321